

北海道アイヌ生活実態調査に係る有識者検討会議

第2回 議事録

北海道

北海道アイヌ生活実態調査に係る有識者検討会議事務局

第2回 北海道アイヌ生活実態調査に係る有識者検討会議

1. 日 時：令和5年5月26日（金）13：30～15：40
2. 場 所：北海道立道民活動センター（かでの2・7）610会議室
3. 議 題：北海道アイヌ生活実態調査について
4. 出席者
（委 員）小内委員（座長）、落合委員、貝澤委員、佐々木委員、野崎委員

（事務局）松谷アイヌ政策推進局長、鶴ヶ崎アイヌ政策課長、
中田アイヌ政策課主幹、橋場アイヌ政策課総括主査、
伊藤アイヌ政策課主査
5. 配付資料
資料1 第1回北海道アイヌ生活実態調査に係る有識者検討会議議事概要
資料2-1 事前に提出のあったご意見・ご質問と事務局の考え方
資料2-2 事前に提出のあったご意見・ご質問（調査票（案）以外の事項につ
いて）
参考資料 第1回北海道アイヌ生活実態調査に係る有識者検討会議議事録
次 第
出席者名簿
配席図

(鶴ヶ崎課長)

それでは定刻となりましたので、ただ今から第2回北海道アイヌ生活実態調査に係る有識者検討会議を開催いたします。会議の開会にあたり北海道環境生活部アイヌ政策推進局長の松谷からご挨拶を申し上げます。

(松谷局長)

いつもありがとうございます。先日の会議でもたくさん意見をいただきまして、その後も個別にいろいろご意見をいただいております。本日は調査票の内容等についてももう少し詳しく議論いただければと考えてございますので、どうぞよろしく願いいたします。

(鶴ヶ崎課長)

議事に先立ちまして事務局より申し上げます。

委員の皆さまには事前に郵送しておりますけれども、本日の配布資料については、次第、出席者名簿、配席図のほか、資料1、資料2-1、資料2-2、それから参考資料として第1回検討会議の議事録を郵送しております。

また本日テーブルの上に置かせていただいている配布資料は、出席者名簿、これは事務局1名が追加となっております。配席図、同じく事務局席を追加しております。これら2枚を本日の追加資料として置かせていただいております。不足などありましたら、事務局にお申し付けいただきたいと思っております。

なお、本日の会議につきましても、前回と同様、会議は公開とさせていただきます。また議事録及び会議資料については、後日、道のHP等で公表いたしますのであらかじめご承知おきくださいますようお願いをいたします。

これ以降の議事については、小内座長より進めていただきます。

小内座長、よろしく願いいたします。

(小内座長)

分かりました。本日の議事につきましては、北海道アイヌ生活実態調査の調査票の内容などが主な議題となります。会議の時間は2時間程度を予定しておりますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

はじめに事務局から、前回会議の概要等につきまして簡単にご説明いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(鶴ヶ崎課長)

改めましてアイヌ政策課の鶴ヶ崎と申します。第1回会議の結果の概要についてご説明申し上げます。座って説明をいたします。

資料1をご覧いただきたいと思っております。この資料は、第1回会議で委員の皆さまからいただきましたご意見を項目ごとに整理をさせていただいたものでございます。

前回会議でいただきましたご意見のうちの、まず調査の基本的考え方につきましては、前回調査まで採用されてきた方法を踏襲することはよいけれども、実際の運用にあたって市町村が調

査を円滑に行えるような工夫・配慮が必要、などといったご意見がございました。

資料の次のページですが、調査対象世帯・対象者の把握につきましては、この調査についての道による積極的な広報や、市町村単位での広報を依頼するなどして調査にご協力をいただける方の確保が円滑に進むような方策を講ずるべき。また、市町村に対しては、前回調査だけでなくそれ以前の調査の情報も確認することをお願いするほか、市町村がこの調査に協力しやすくするような改善を図るべき、などといったご意見をいただきました。

また、市町村調査・地区調査につきましては、資料の更に次のページになりますが、個人情報保護に関する国の見解などを市町村に明示して理解を得ること、世帯調査・アンケート調査については、郵送やインターネットによる回答について回答方法の選択肢が増えるということは有用であるというご意見のほか、郵送やインターネットではこの調査票への回答そのものが難しく、また提出された回答の傾向や正確性について慎重にチェックすべきとのご意見をいただきました。また世帯調査の対象の抽出方法、対象地区の選定方法についてもご意見をいただいたところ です。

資料の順番が飛んでしまって恐縮ですが、資料の2-2をご覧いただきたいと思います。第1回の会議の終了後に、1名の委員の方から調査方法に関するご意見を改めていただいております。この資料はその内容を記載したものでございます。

ご意見を簡単に申しますと、主なものとしてはインターネットを用いた調査を行う場合には質問の構成を見直すべきではないか。今回については回収方法の違いがもたらす影響を確認・検証することとしてはどうか。あるいは本調査に協力する意義を認識していただくためにアイヌの方々の新たなニーズの把握も重要である。

また事前調査の結果がアイヌの方々の人口であるとの誤解をされないようにするには、市町村への働きかけ、人数の公表の見送りや対象世帯数の上限の設定などの対策が必要ではないか。また、市町村が経るべき手続的要件を明らかにして、市町村の取組を把握するとともに、道による広報の徹底が望ましい。主にこういったご意見が提出されたところでございます。この意見につきましても検討材料にしてまいりたいと思います。

以上でございます。

(小内座長)

ただいま事務局から前回の会議内容と会議後に提出されましたご意見について、説明がありました。この点について委員の皆さんから改めてご意見、ご質問などありましたらよろしく願います。

(特に発言なし)

これをまた後々検討してということでもよろしいでしょうか。これ以外に何かあったらどうぞ。

(特に発言なし)

それでは先に進みたいと思います。

次の議論ですけれども、調査票の内容の検討に進んでまいりたいと思います。事務局から調査票の事務局案と、事前に提出していただきました皆さま方のご意見等につきまして説明していただきます。よろしく願います。

(鶴ヶ崎課長)

それでは事務局からご説明を申し上げます。

ここからの説明ですが、調査票の事務局案については前回の第1回の会議でお示ししているところでございます。第1回検討会議の資料の2-1、2-2、2-3、2-4、それらと、事務局案に対する委員の皆さまのご意見を記載した第2回資料2-1、これらの資料を見比べながらお聞きしていただくこととなり、大変お手数をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、市町村調査についてでございます。第1回資料の「資料2-1」と、第2回資料の「資料2-1」を併せてご覧いただきたいと思っております。

まず前回の29年度調査との修正点につきましては、お配りしております調査票の事務局案の記載のとおりでございます。委員の皆さまは、既にお読みいただいていることと思っておりますが、年齢階層別人数の年齢階層や、あるいはアイヌ農林漁業対策事業の実施計画、あるいは住宅の状況、生活館の整備計画や設置状況などについて変更したいという考えでございます。

委員の皆さま方からのご意見につきましては、第2回資料2-1の、ご意見の番号1から3番まで、この3点のご意見をいただいております。

まず、ご意見の番号1ですが、アイヌの方の大学中途退学者数を市町村調査で確認してはどうかというご意見でした。在学者数や卒業者数の把握は市町村において可能な一方で、中途退学者数を市町村で押さえているかどうかについては、確証がないのですが、これにつきましては、抽出調査ではあるものの世帯調査の中で調査項目となっておりまして、しかも中途退学した理由についても質問をしております。こちらの調査でカバーさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

次にご意見の番号の2ですが、調査票の5ページ、質問項目番号14の「就業者の状況」についてですけれども、ちょっと細かいことを申し上げて申し訳ないのですが、回答欄の「※うち農業」は区分のところにありますね。これは残そうと思っております。この「注」の欄の「※印」を削除させていただいたということです。

これを削除している理由についてのお尋ねですが、これは国勢調査ベースで把握する計数となっております。一般的には把握可能と考えます。この設問についてのみ、この注意書き、特にこのような記載を設ける必要はないのではないかと判断しまして、削除したということでございます。

次にご意見の番号の3番ですが、調査票の7ページ、質問項目番号24の「就業者の状況」について、こちらも細かくて恐縮なのですが、(3)の選択肢「貸付条例を制定する考えはない又は条例を廃止した」という部分ですね。これを削除しようということを事務局では考えていたのですが、記載のご意見のご指摘を踏まえて、回答する市町村にとってより分かりやすく、また回答しやすくするために、この選択肢の項目は復活させようと考えております。

ただし、廃止した理由につきましては個別に市町村に照会させていただくということ十分把握可能なものですから、こちらについては記載不要ということにしたいと考えております。以上が市町村調査に関していただいたご意見でございました。

次に、地区調査についてですけれども、第2回資料の「資料2-2」記載のとおりなのですが、地区調査については、前回29年度調査からの特段の変更は考えておりません。委員の皆さま方

からもご意見は特にございませんでした。

次に世帯調査にまいります。世帯調査ですけれども、これは第1回資料の「資料2-3」、これが事務局作成の調査票案でございます。

項目の1ですが、「家族について」ということで、調査票の検討案2ページ目から4ページまでがそれにあたりますけれども、世帯員の状況、生活保護の状況、就労の状況などを調査員が聴き取り調査するものでございます。この部分については、第2回資料2-1のご意見の番号の4から7の四つのご意見を委員の皆さまからいただいたところでございます。

まず、ご意見の番号の4番、性別の記載について、「その他」や「回答したくない」を加えるというご意見をいただきました。こちらについてはご意見を踏まえまして、調査票案の修正を検討したいと思います。ただし、「回答したくない」という選択肢を残すかどうかにつきましては、ちょっと慎重に検討させていただきたいと思っております。ご本人というよりは世帯主の方が記載するという事になっております。

ご意見の番号5と6について、専修学校を更に細分化する、あるいは1条校と職業訓練を分ける、というご意見ですが、こちらについては本調査の目的やアイヌ協会さんのご認識、あるいは統計調査の継続性の観点も考慮しまして、そこまでの区分が必要かどうかというのを検討したいと考えているところでございます。

それからご意見の番号7、「就労するために必要とした免許」について、調査票は世帯調査の3ページの下の部分に記載しているものですが、普通自動車免許や危険物取扱者などを選択肢に掲げているところですが、選択肢としてほかの免許等は考えられないか、というご意見がございました。こちらについては、現在、どのような免許等を追加すればいいのか、関係先等にヒアリングなどしながら検討してまいりたいと考えております。項目の1については以上でございます。

項目の2「収入等について」ということで、調査票検討案の5ページ6ページになります。これについては事務局案で、前回調査から若干の文言の修正をしておりますが、この部分については委員の先生方からは特にご意見はありませんでした。

項目の3「生活について」、調査票検討案の6ページ目ですが、(2)の「今、不安に思っていることは何ですか」という設問で、前回調査では選択肢のうちから「主なもの二つ」を選ぶことにしていたのですが、事務局案ではこれを二つに限定しないという、複数回答方式に改めることにしたいというふうに考えております。

これに対しまして、第2回会議資料2-1のご意見の番号8ですが、複数回答とすることに加え、「特に不安に思っていることの二つに二重丸を記入することではどうか」というご提案でした。ウェイト付けの問題と思えますけれども、回答者の負担が増すことも考慮する必要がありまして、慎重に検討していきたいと思っております。

それから、調査票の項目の5、調査票検討案7ページの下以降のところ、「貸付金の利用について」の項目について、(3)と(9)なのですが、「借入れが難しかったですか、やさしかったですか」という質問なのですが、その中で選択肢の文言の中に「とても難しく、借りられなかった」とあります。過去の調査においても、同じ文言で調査を実施してきたのですが、この点について、ご意見の番号9に記載の意見をいただいております。

つまり、選択肢に「とても難しく」という文言があることで、借り入れできなかった原因があ

たかも申請者の側にあるようなニュアンスを回答者の側が受けてしまうのではないかと、借りられなかった原因は制度の側の問題もあるはずで、そのような回答をしにくくしているのではないかと、そうしたことから「とても難しく」は削除すべきではないかと、というご意見でございました。この点については、ご指摘どおり「とても難しく」を削除する方向で考えたいと思います。

次に、調査票の項目6「修学資金」、調査票検討案の9ページ以降になりますが、こちらについては、ご意見の番号10と11の二つのご意見が提出されております。

ご意見の番号の10ですが、新たな項目を設定して、なぜ修学資金を利用できなかったのか。あるいは利用できないのかについて回答させる設問を新設してはどうだろうかという、こういうご意見でございます。

これにつきましては、次にご説明いたします「アンケート調査」の調査票において、生活向上対策についてのご意見をいただく質問を設けておまして、世帯主だけが記載するものなのですが、それよりも自由記載ではありますが、対象者個人一人一人が記入するアンケート調査において、制度を利用できない理由、改善してほしい点などをお答えいただいた方が的確に把握できるのではないかと考えています。

ご意見の番号11ですが、高等学校等、大学等、専修学校等の記載にそれぞれ括弧書きで、それぞれに含まれる学校段階を明示した方がよいのではないかとというご意見でございました。そうした記載を追加する方向で検討いたします。

以上が世帯調査についていただいたご意見でございました。

(小内座長)

一回切りますか。

それではこのあと、最後はアンケートの意見がたくさんあるので、ここまで少し区切って議論したいと思います。

最初に市町村調査だけで三つ意見があったのですが、これについて事務局からの回答も含めてお示しいただいたので、何か更にご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(特に発言なし)

この三つの件に関してはそれでは事務局の方で提案してもらった方向で検討するというのも含めて提案されたので、このあと検討して、どうなるかは、検討の結果は、また最後にお示しするという事で進めてよろしいでしょうか。

では続いて世帯調査についての意見ですけれども、8項目ほど質問や意見が出て、それに対して事務局からの対応方針が示されたのですが、何か追加のご意見、ご質問等ありましたらお願いします。方向性が明示されたものと、ただ検討させてほしいというものと、グラデーションがあるので、なかなか答えにくいものもあるので、いかがでしょうか。

(貝澤委員)

世帯調査の項目で、10番目の修学資金の関係だったのですが、これは世帯調査ということで親が記入するものです。修学資金は親が申請するパターンが多いですね。大学は本人が申請するケースが多いのですけれども。事務局の考え方ではアンケート調査によって自由記載、ということになっているのですが、それは個人が書くことになっているのですね。高校の修学資金は

やはり親が申請するということで、親の判断がということも一つあるので、アンケートよりもここでやはり質問した方がよろしいのではないかと思います。いかがなものでしょうか。

(小内座長)

いかがでしょうか。

(鶴ヶ崎課長)

そうですね、アンケート調査は世帯主も含めて全員に聞くものですから、世帯主の方でご意見があればそこで記入されるかなと思っていたところだったのですが。

(貝澤委員)

自由記載というのはなかなか、書いてくださいと。書きやすく考えると、いい方法がないかなと思ったものですから。

(鶴ヶ崎課長)

選択肢を設けて選ばせるという方向のほうが答えやすいというような感じだと。

(貝澤委員)

貸付条件に当てはまらないとか、所得制限があるとか……。あつたりするのかないのかも含めて知らなくてもいいのかなと。そういう思いです。

(小内座長)

修学資金というのはすごく幅広い概念なので、いろいろ制度がありますよね。それ全てを扱っているのですか。

(鶴ヶ崎課長)

世帯調査のこの項目で聞いているのは道が行っているアイヌの方の子弟を対象にした修学資金、大学であれば貸付け、高校であれば給付になるのですが、これについての質問になっております。

(小内座長)

アイヌの人たち限定の修学資金ということですね。

(鶴ヶ崎課長)

選択式をあえてここで設けた方が答えやすいのであれば、その辺のところは検討させていただきたいと思います。

(小内座長)

今の話でいうとアイヌの方々限定の修学資金をもらっているかもらっていないか、という選

択肢になっているということですか。

(鶴ヶ崎課長)

過去に利用したことがある、あるいは利用していない、そういったことは聞いているのですが、今、ご意見で提示されたのは、借りられなかった、使わなかった理由について…。

(貝澤委員)

その理由が何かあるでしょうと。

(小内座長)

それについて選択肢をつけるということですね。

(貝澤委員)

それを設問に設定してきたことっていうのは今までなかったもので、そこを何か入れることができないかどうかな、というふうに。

自由記載だったら自由に書くと思うのですが、自由記載が何らかの形で情報として周知されるような形で実態調査報告書に書きませんよね。

(鶴ヶ崎課長)

これまで、報告書には記載しておりません。

(貝澤委員)

この次の政策にどう結びつけていくかということに繋がっていくということを想定したものですから、使えなかった理由というのはあるのではないかと。そのような意味合いで意見を出しましたが、これについては、ちょっと後ろの方のアンケート調査の1-1というのもまた見ながら考えたいと思います。

(小内座長)

今の点以外で、何かございますか。

(落合委員)

貝澤委員のご意見の趣旨を適切に反映するのであれば、たぶん6の(1)の設問の選択肢から多少、適正にしていくほうがいいのではないかと思います。

(小内座長)

何ページですか。

(落合委員)

9ページです。修学資金を利用したことがありますか。それに対し、利用している、利用した

ことがある、今後利用したい、過去に利用したこともなく今後も利用しない、という選択肢があるのですが、貝澤委員としてはこの4について、「なぜ利用しないのですか」という質問を加えたい、ということになるのではないのでしょうか。

(貝澤委員)

使いたかったけれども使えなかったと。

(落合委員)

そうした選択肢がこの段階で一つあってもいいよねと。

(貝澤委員)

利用する、しないは自分の判断、思いなんですよ。利用したくても使えなかったというのは何か理由があるのじゃないかなと。

(落合委員)

2と3と4のどこに位置づけるかですよ。

(小内座長)

利用したかったけれども利用できなかったという選択肢を入れないといけませんよね。そうすればそれに対してどうしてですかと聞ける。ほかのところも聞いているのだからね。貝澤委員にお聞きしたいのですが、そういうケースは実際によくあるのですか。

(貝澤委員)

希望したけど使えなかったというのがたまたまその所得制限に触れたのか、そういう部分であったという例を聞いたりします。

(小内座長)

所得制限以外に何か理由があるのですか。所得制限は制度として合意しているものですよ。

(貝澤委員)

ただその、それが毎年のことなのですけれども、毎年、単年度で申請するのですが、収入にでこぼこがどうしてもあったりする。たまたまその年に多くなってしまったということもあったり、いろいろな理由がそこにはあるのでしょうかけれども、利用できなかったということを聞く場合があるわけですよ。

ですから、理由といったことを今まで聞かれたこともないですから、何かそういう部分でもあってもいいのではないかなと。

(小内座長)

一般的に考えられるのは、今の話でもそうですが、そうするとそれを本当に解決しようという

ことになれば所得制限をもうちょっと、ゆるめるっていう話になってくる。これはこれでなかなか難しい問題だろうし。もう一つ考えられるのは制度を知らない、知らなかった、それはないのですか。

(貝澤委員)

中にはそういうふうに、情報がない方もいるかもしれません。

(小内座長)

一般にはアイヌの方々の場合にはアイヌ協会さんが情報を出しているので分かりやすいと思うのだけれども、一般の社会の中では人々に対して様々な支援制度があっても知らない人がそれを利用できないということで、ここに階層差が出てくるとか、そういう議論は世界中であるので。

そういう理由もあるんだと、もし出てくるのであれば、もっと周知するという話になると思うのですが。アイヌの方々のこの修学資金についてはそれほど知らないという人たちは多くないような気もするのですけれども。どうなのでしょう。

そうするとほかに何か理由というのを聞くことになると思うので、そうなってくると選択肢を作ると言っても、具体的に聞かないと分からない。

(落合委員)

これは昭和47年から連綿と続いている調査ですから、やや今更ながら感はありますが、今のご主旨を踏まえた調査票の仕方となれば、就学支援を行っていますが、こうした制度の存在をご存じでしたか。はい、いいえ。

「いいえ」の方がここでアウトになって「はい」の方が以下へ進むという形になり、制度は知っているけれども申請方法などを知らなかった、といった形にするしかないのでは。

(小内座長)

貝澤委員、今の議論を聞いていかがでしょうか。

(貝澤委員)

私はシンプルに利用できないということが、一つ。使いたいけど使えなかったんだという理由がどこかで聞ければいいという本当に単純なシンプルな思いで。

(小内座長)

では少し検討してもらおうということで。ほかにもいっぱいあるのでここで切りたいと思います。それでは世帯調査についてはよろしいですか。

ではアンケートの方に入っていきます。説明をしていただくだけで時間がかかると思いますが、よろしくをお願いします。

(鶴ヶ崎課長)

ではアンケート調査についてご説明申し上げます。

調査票検討案は第1回会議資料の2-4です。委員の皆さまからは、アンケート調査に対しまして計33件のご意見をいただいたところです。

まず、調査票検討案の2ページ目から3ページ目、「1 アイヌの人たちに対する対策について」ですが、事務局案の変更のポイントはお渡ししている資料記載のとおりです。

ご意見の番号の12ですが、アンケート調査の対象者の方々に、この調査に協力しようとする意欲をより強く持っていただけるよう、この項目の冒頭部分に、この調査がアイヌの方々の生活向上施策に生かされる調査である旨を書き加えてほしい、というものです。

道ではアンケート調査を行うにあたっては、調査対象者に調査票を配布する際、ご協力をお願いする文書を添付して、その中に調査の趣旨などを説明する趣旨の記載をしておりますが、この記載を充実させ、調査対象者に丁寧をお願いしていく方向で検討したいと思っております。

次に、ご意見の番号13ですが、言葉の修正でありご指摘のとおりと考えるので、そのとおり修正いたします。

ご意見の番号14と15は、調査票の質問番号1-3についてのご意見ですが、前回調査では、選択肢から二つを選ぶ回答方法だったところを、検討案では、いくつでも選べる複数回答方式としています。このことについて、質問文に「特に重要」との記載があることから、ご意見に記載のとおりのご指摘を受けたものと思いますので、「特に」を削除する方向で修正したいと考えております。

調査票検討案4ページの「2 雇用の安定と産業の振興について」についても、前回調査では選択肢から二つだけ選ぶ方式でしたが、事務局検討案では、いくつでも選べる複数回答方式に修正をしております。

同じく調査票検討案4ページ目「3 幼稚園等への通園、学習塾等への通学状況について」ですが、事務局の案は、前回調査では幼稚園・保育園それぞれに「通っていない理由」を記載させていたところですが、「どちらにも通っていない」と回答した方だけにその理由を回答させるという方式に改めたいと思っております。

また、学習塾や家庭教師に関する設問については、学習塾と家庭教師の回答欄を分けることとしたものです。これについては6件のご意見をいただいております。

ご意見の番号16ですが、これは、幼稚園や学習塾に加えて、大学や高校など高等教育についても「なぜ行けなかったのか、あるいは行かなかったのか」について質問すべきだ、とするご意見です。このご質問に係る論点については、アイヌ生活実態調査全体を通じて確かに質問項目がありませんので、ご意見を踏まえまして、追加の可否及び追加する場合の設問形式等について検討してまいりたいと思っております。

ご意見の番号17及び18ですが、認定こども園についてどのように回答すべきかというご質問です。これにつきましては、そのとおりだと思いますので、認定こども園についての記載欄を増やそうと考えております。

ご意見の番号19ですが、「在宅の塾」あるいは「在宅通信教育」は、塾と家庭教師どちらで回答すべきかというご質問でした。これについては、在宅での学習となりますので、家庭教師に含めるよう調査票に明記したいと思っております。

ご意見の番号 20 ですが、幼児教育や塾・家庭教師に関する質問に加えて、「習い事」についても同様の質問をしたらどうかという趣旨です。子どもの教育環境を把握する上でこうした習い事の経験の有無は重要だと思えますが、この調査全体の設問数がどんどん増えていくことによる回答者の負担にも考慮する必要があると思えますので、ご意見の趣旨を含め総合的に検討してまいりたいと思えます。

また、調査票検討案 5 ページの質問 3-3 についてのご意見、これはご意見の番号 21 ですが、幼児教育の無償化と関係して、選択肢の文言の修正を求めるとご意見と思えますので、ご主旨のとおり修正したいと思っております。

次に、調査票検討案 5 ページから 7 ページの「4 アイヌ文化の保存・伝承について」ですが、事務局の案は記載のとおりであり、前回からの変更点の多くは、選択肢などの文言の整理ですが、事務局案に対しては 3 件のご意見をいただいております。

ご意見の番号 22 ですが、質問 4-1、4-4、4-7 及び 4-8 に関しまして、アイヌ文化の様々な事柄について選ばせる形式の質問ですが、「(民族) 舞踊」と選択肢に記載していて、なぜこれだけ「民族」という記載があるのか、というご質問でした。ご指摘のとおりこれだけ「民族」と記載する理由もありませんので、「民族」の記載については削除する方向で検討いたします。

また、「伝統的漁法」があるのに「伝統的狩猟」を選択肢に加えないのはどうしてなのか、というご質問ですが、これまでの実態調査でもこの選択肢については一貫してこのような文言となっておりますが、仮に「伝統的狩猟」となりますと、鳥獣保護管理法の規制があるかと思えますので、そうしたことも考慮して、選択肢としてはとりあえず入れていないものです。該当の場合には「その他」への記載をお願いしたいと思います。

調査票検討案の 7 ページになりますが、質問番号 4-9 の「アイヌ語がどの程度できるか」につきましては、事務局で検討していく中でも前回調査の選択肢が若干紛らわしく、分かりにくいところがあったのではないかと考えたことから、検討案では、選択肢をより簡潔に「できる」、「少しできる」、「ほとんどできない」、「まったくできない」としました。

これに関する質問・ご意見としては、ご意見の番号 22 と 23 ですが、提出された委員の方お二人に共通している点は、「聞くことができる程度できるが話すことができない」という方がいらっしゃって、その方はどの選択肢を選ばよいか、というものです。

これについては「聞くこと」と「話すこと」を別々に質問するという方法もあるのですが、回答者の負担が増えないように、前回調査の選択肢を再度検討するなど、もう一度、この点を踏まえて再度検討してまいりたいと考えております。

次に、調査票検討案 7 から 9 ページ「5 アイヌ民族としての帰属意識(アイデンティティ)」についてです。事務局の調査票検討案は記載のとおりですが、これについては 4 件のご意見をいただいております。

ご意見の番号 25 と 27 ですが、番号 26 が無効な番号となっております。申し訳ありません。これらは、調査票の質問番号 5-2、これは、前回調査の質問である「両親などと一緒に暮らしているか」を大幅に変更して「アイヌ民族として意識することがどの程度あるか」を質問することとしていたところですが、いずれのご意見も、この調査結果が行政施策にどう結びつくのか判然としない、これを調査することでかえってデメリットが大きいのではないかと、この質問は見送る方

がよい、というご意見でした。

資料にも記載しておりますが、この質問項目についてはアイヌの方々の民族としての帰属意識に関する基本的な質問であると考えて案に盛り込んだものですが、この度のご指摘を踏まえ、この設問そのものを存続させるかどうかも含めて、再検討いたします。

ご意見の番号 28 ですが、調査票検討案 8 ページの質問 5-6、選択肢の一部の表現上の問題ではありますが、ご指摘のとおり修正したいと考えております。

調査票検討案 9 ページの質問番号 5-7 について、事務局案としましては、「アイヌとして誇りを感じさせたり、嫌だと感じさせた人、もの」について「感じさせるきっかけとなった人、もの」とした方が、前回調査と比べて設問意図が分かりやすくなるのではないかと考え、そのように修正するとともに、選択肢に「歴史上の人物」と「活動の指導者・実践者」という選択肢を加えることとしました。

ご意見の番号 29 は、これらの選択肢の中に、「SNS などのインターネット上の記事や書き込み」なども加えてはどうかというご意見でございます。この点につきましては、ご主旨を踏まえ、その方向で検討したいと考えております。

次に、調査票検討案 9~12 ページの「6 アイヌの人たちに対する差別について」ですが、事務局の検討案は資料記載のとおりですが、この部分につきまして委員の皆さまからは、9 件のご意見をいただいております。

まず調査票検討案 9 ページの質問番号 6-1、6-2 及び 6-3 については、差別経験の有無を問うものですが、前回調査では「ご自身が差別を受けたことがある」と「他の人が受けたのを知っている」を同じ設問で質問していましたが、これらを別々に質問することとしたいと思えます。また「複合差別」について、調査の並びを整えるため、設問の位置をこの位置に移動させております。

ご意見の番号 30 ですが、当時は差別だと分からなかったけれども、後になって差別だったと気づいたという場合どう答えたらよいのか、という質問ですが、これについては「差別されたことがある」を選択するように調査員に周知します。

また「わからない」という選択肢は、前回調査の質問にはありましたが、事務局内部で検討の結果、今回の事務局案では削除しております。しかし、質問番号 6-3 には「わからない」が選択肢としてあることから、設問間の文言の整合性の観点から、この点についても再検討いたします。

ご意見の番号 31 ですが、質問番号 6-1、6-2 とともに「2」を選択した方（差別を受けたことがない、見聞きしたこともないと回答した方）が、次に回答すべき質問は、質問番号 6-8 まで飛ぶことになり、確かに分かりにくいことは否定できませんので、どの質問番号まで進んでいただくのかを明記することとします。

ご意見の番号 32 ですが、「複合差別」の質問は前回調査で新設されたもので、調査結果を見ますと、この設問で「わからない」と「無回答」を合わせた回答が全体の 7 割を超えており、そのことから考えると、「専門的すぎる」「唐突」というご指摘もあながち否定できないため、ご意見としていただいた表現であります「複数の差別」も含め、設問全体としてより回答者に分かりやすくなるように検討してまいります。

調査票検討案の 11 ページ質問番号 6-6 に関し、ご意見の番号 33 は、「選択肢 1 と 2 の「無

理解」という言葉について、「間違った理解」や「無知」というニュアンスが含まれる言葉を用いた方がよい」というご意見ですが、差別や偏見の背景にある「無理解」には、まさに「誤った理解をしていること」や「無知であること」が包含されているものと理解しております。

調査票検討案の質問番号6-7に関し、ご意見の番号34は、差別をなくすためにどうすればよいかということについて、「アイヌ施策推進法の周知」、「アイヌ民族側からの啓発の取組」、「メディアの啓発的な取組を加えてはどうか」というご意見ですが、前回の調査までの選択肢の継続性や、アイヌ協会さんなどのご意見もお聞きしながら検討してまいりたいと考えております。

調査票検討案の質問番号6-8は新設ですが、回答者が直接受けた差別体験ではなく、「一般社会に存在する差別意識」について、より悪化していると感じるか、より改善に向かっていると感じるか、についての認識をお答えいただきたいと考え、新規で設問に加えたものです。質問番号6-1から6-7の回答にかかわらず全ての回答者に回答を求める設問です。

これに対して、ご意見の番号35は、「差別や偏見はない」と考えている人が答えられるような選択肢等を設定する必要がある」というご指摘であり、そのとおりと考えますので、ご指摘の趣旨を踏まえて選択肢に追加するなど修正を行う方向で検討いたします。

調査票検討案の質問番号6-9も新設ですが、近年後を絶たない SNS などインターネット上の差別的、誹謗中傷の書き込みについてどのように感じるかについて回答いただくものです。これに対しては3件のご意見をいただいております。

ご意見の番号36ですが、この質問を聞くのであれば、「では、そうした差別をなくしていくために、どうしていけばいいと思うか」、そういう質問がセットでなければ、ある意味聞きっぱなしになるので意味がなく、そのような設問を設けてほしい、というご意見でした。先ほどご説明しました質問番号6-7の質問に選択肢を加えるなどした上で、この6-7を6-9の後に移動させるという方法で対応することを検討してまいりたいと思います。

ご意見の番号37は、「恐怖」と「不安」、「不愉快」と「憤り」はニュアンスが異なり、ダブルバーレル質問となっているのではないかというご意見でございますが、恐怖と不安、不愉快と憤りのニュアンスの距離感などについては、ご指摘も踏まえ再度検討したいと考えております。

また、SNS などインターネット上の差別的言動だけでなく、テレビでも著しい差別事案があったことから、テレビも入れてよいのではないかと、というご意見でございますが、令和3年3月、テレビでの著しい差別発言事案の発生は社会に大きな衝撃を与えましたが、SNS などインターネット上に発生する事案の生起する態様や頻度の点でも違いが見られるので、この点を考慮して検討したいと思っております。

ご意見の番号38は、「差別的言動をほとんどみかけない」と「そもそもインターネットを見ない」という一つの選択肢を分けるべきとのご指摘ですが、これはご指摘のとおりと考えますのでその方向で検討いたします。

次に、調査票検討案13ページ～15ページ「7 その他」についてですが、この部分は、前回の調査以降に生じた、アイヌの方々をめぐる様々な社会情勢の変化、環境変化を踏まえた、アイヌの方々の意識・ご認識を調査する質問でございます。いずれも新設の質問です。

調査票検討案13ページ目ですが、質問番号7-1は、アイヌ施策推進法を知っているかどうかを尋ねるもの、7-2は、同法で定められている差別禁止規定について知っているか尋ねるもの、7-3は、アイヌ政策推進交付金を活用した事業について知っているか尋ねるもの、7-4

は、交付金を活用して市町村にどのような事業を行ってほしいかを尋ねるものです。この部分に関しては、質問番号7-4についてのみ、1件のご意見をいただいております。

ご意見の番号39に記載しておりますが、ご意見の趣旨としては、この設問の選択肢には、現在アイヌ政策推進交付金で実施されている事業が記載されておりますが、最初に選択肢としてこれらを明示してしまうと、これらが事業メニューとして決定されていて、これらに限定されているような印象を回答者が持ってしまう、このほかに交付金で行ってほしいことが仮にあったとしても、自由に記載しづらいのではないかと、もっと自由に記載できるように配慮してほしい、というものです。

事務局案としては、選択肢の最後に「11. その他」として、これ以外に行ってほしい取組等を記載できる形にしておりますが、アイヌ施策推進法やアイヌ政策推進交付金を所管する国のお考えもあろうかと思っておりますので、質問の形式について、いただいたご意見を踏まえつつ、改めて検討したいと思います。

調査票検討案14ページの質問番号7-5、7-6、7-7は、2020年7月に開業した「民族共生象徴空間（ウポポイ）」についての設問です。ウポポイに行ったことがあるか、どの程度知っているか、ウポポイの役割として重要なものはどれか、このようなことについての回答者の方の認識などについて質問するものです。この部分に関しては、2件のご意見をいただいております。

ご意見の番号40ですが、質問番号7-6「ウポポイをどの程度知っているか」に関して、前回29年調査では「よく知っている」「知っている」「あまり知らない」「全く知らない」にそれぞれ括弧書きで知っている程度について補足した選択肢を選んでいただいていたところ、今回の事務局案では、前段の「知っている」「あまり知らない」のスケールを外して、知っている程度に関する記載だけで選択肢を作成いたしました。これに対しては、かえって「回答が難しい」とするご意見をいただいておりますので、前回調査における選択肢の記載に戻すことも含め、選択肢の記載を再検討したいと思います。

ご意見の番号41ですが、ウポポイについては、象徴空間であるという意味、博物館、共生公園、慰霊施設ごとに異なるイメージを持たれていると思われるので、ウポポイ全体について包括的に一つの質問をするよりは、それら一つ一つへの見方について意見を表明できる質問の形式にした方がよいのではないかと、というご意見でした。

質問番号7-7は前回調査を基本的に踏襲していて、「象徴空間におけるどのような役割が重要か」を尋ねる質問ですが、調査における回答の選択肢の継続性や質問の分量、回答者に与える負担なども考慮しつつ、また、施設を管理する国や、団体の方々のお考えもあると思っておりますので、とりあえずはウポポイ全体についての質問とさせていただくことを基本として、その上で改善する余地があるかどうかを検討してまいりたいと考えております。

質問番号7-8と7-9は、国際交流についての質問です。道のアイヌ政策推進方策では、方策の柱の一つとして「多様な文化との交流促進」を掲げており、アイヌの方々と海外の少数民族や先住民族との交流を促進すること、とされているところです。そこで、そのような国際交流への関心度や、国際交流で知りたいことについて質問する設問を新設したいと考えております。この部分に関しては、3件のご意見をいただいております。

まず、質問番号7-8に関して、ご意見の番号42ですが、こちらは、句読点の誤記載ですの

で、ご指摘どおり修正いたします。

ご意見の番号 43 ですが、事務局案の選択肢だと「「関心はあるが交流してみたいとは思わない」という方が回答に苦慮するのではないか。」とのご指摘です。そのとおりであると考えますので、「関心があり交流してみたい」「関心があるが交流してみたとまでは思わない」「関心はない」「どちらともいえない・わからない」というように、選択肢を追加する方向で検討いたします。

質問番号 7－9 に関し、交流を通して知りたいことについて、事務局案の選択肢 2 本に加えて、「先住民族としてのエスニックアイデンティティについて」や、「国（地域）の中での先住民族としての位置づけ、活躍について」などを加えてはどうかとのご意見です。これについては、いただいた選択肢案をベースに、アイヌ協会さんなどのご意見も伺いつつ、選択肢の追加やその表現について検討してまいりたいと考えております。

最後に、調査票検討案 15 ページ、フェイスシートの三つの質問については大幅な変更はありませんが、性別欄や職業欄に所要の修正をしたいと考えております。

この部分について 1 件ご意見をいただいております、ご意見の番号 45 についてですが、質問番号 F－3、職業について、「被雇用者」は分かりにくいので、「被雇用者（サラリーマン等）」としてはどうか、また、公務員を把握する質問があるとよいと思う、とのご意見をいただいております。

「被雇用者」というのは、公的な機関が一般的に用いる用語であります。確かにあまり馴染みがないように受け止める方もいらっしゃるかもしれませんが。ただし「サラリーマン」というこの言葉ですが、一面、分かりやすさがありますが、定義づけ、その指し示す範囲が様々、複数存在しているようでありまして、また、いろいろなイメージが付着している用語でもあるかなと思っております。行政機関が使用する言い換え言葉としては、例えば「給与所得者等」などの用語を「被雇用者」の記載の近傍に括弧書きで追加をするなど、より分かりやすい表現について検討したいと考えている次第でございます。

また、公務員は職種、産業別の分類ですので、分類の仕方の考え方が同一でないということもあり、この流れで公務員であるかどうかを質問するには若干の唐突感がありますので、そうした質問を追加することの可否について、改めて検討したいと思います。

以上、調査票事務局案やいただいたご意見等についてご説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

（小内座長）

はい、皆さん丁寧に見ていただいてありがとうございます。ずいぶん細かいところ、あるいはご質問等、様々ご意見いただいたのでこれから議論していきたいと思っておりますけれども、一応、それぞれについて事務局の方で今後どういうふうに扱っていくのかという方向性は示されていますけれども、それも踏まえた上で、何か質問、特にご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

（野崎委員）

軽微なところから、今、アンケート調査の 14 ページの 7－9 の質問なのですが、関心がある、括弧問 7－6 でとっていますが、これは 7－8 ではないかなと思っております。あと、括弧の部分を外して考えると、「関心があるにうかがいます」になってしまっているので、「関心がある方」か

などと思います。簡単な文言の部分で。

あとちょっとついでに言わせていただきますと、指摘の番号の45番、最後のところのサラリーマンについてなのですが、今回、留め置きですとか郵送する形、本人が直接記入するケースが増えてくるということですので、その場合、アンケート調査をやると何か細かいことはもう考えずに全部サラリーマンと書くだけという方がたぶん増えてしまうと思うのですよね。被雇用者と呼ぶか、サラリーマンと書くかというよりは、サラリーマンという答えはやめてくださいという意味で、サラリーマンだとしても、どういう職業ですかというのを聞くような仕組みが作られればなど、F-3についてはそのような意図でございます。ご検討いただければと思います。

(小内座長)

最初の方は比較的簡単に解決できますよね。7-6ではなくて7-8でいいのですか。14ページ。

(鶴ヶ崎課長)

大変失礼しました。ご指摘の通りでございます。

(小内座長)

もう一つここでは、「関心がある」、括弧「問7-8で1を選んだ」、括弧、「方」、ということにするのかな。言っている意味分かりますか。それで解決でいいですね。もう一つの方のサラリーマン論争はあまりよく意味が分からないところがあったのですけれども。別にサラリーマンという言葉はここでは使っていないですよ。

(野崎委員)

手紙ですとか郵送というふうに回答者が直接書き込む場合に…。

(小内座長)

ああ、選択肢ではなくてね。

(野崎委員)

私の職業は、と聞かれたときに、この中からどれだろうと選ぶのではなくて、もうその他に丸付けてもサラリーマンですと書いてしまうケースが増えるのではないかなと。過去の調査の経験から。なので、ちょっとその、ここではサラリーマンとは答えないでください、と、サラリーマンだとしてもその中のどういう職業をしているかを書いてくださいということを強調できる何かがあればいいかなと。

(小内座長)

それはもう異なる調査票を作るというのを前提にした意見ですか。

(野崎委員)

留め置きの場合に別の調査票を作るということですか。

(小内座長)

この調査票にはそもそも「サラリーマン」と出てきていないですから。この点については、後で検討するという事です。

(落合委員)

せっかく今、このポイントになっているので一点だけよろしいですか。

7-8についてなのですが、「関心がある」の横に括弧して「交流してみたい」があるものだから、そうすると関心があるけれども交流したいとまでは思わない方がいるかどうか調べたくなるわけですが、このような回答が相当数あったとしても、これに対して有効な施策はちょっと考えにくいですね。そうするとむしろ「交流してみたい」は消して、調査したいのは関心の有無なので、関心がある、関心はない、どちらでもない、とまとめた方がいいのではないのでしょうか。

細かく聞いてみたところで施策対象の枠を区別する、ということには繋がらないのではないかと。この選択肢があるから、関心はあるけど交流したいとまでは思わない方がいることは分かるのですが、そうした方に何らかの施策が必要かとなると困りますよね。

(小内座長)

厳密に言えば違う質問ですね。

(落合委員)

ただ、それでそういう回答をしていただいたとしても、その方のために何か施策を用意すべきかと言ったらそうはならないのではないのでしょうか。ですから、交流してみたいという細かな文言はなくして、関心がある、ない、分からない、がよろしいのではないのでしょうか。

(小内座長)

でも関心がある、ない、だけを聞いて、意味があるのかなという気がする。

(落合委員)

関心ある方が多ければ、その方が利用し得る施策を用意することに繋がるのでは。

(小内座長)

でも関心はあるけれども交流したいとは思わないという人の方が多かったら、関心がある、がいくら多くても、そこにどれだけお金を付ける意義があるのかという話になりかねないような気がするのですが。

(貝澤委員)

事業と連携して、国際交流事業みたいなものに参加するということと、そういう人たちと何らかの機会であう機会があって、そこで、自国内、日本の中で国際交流も可能だというふうにいえば、そういう人たちの交流も一つあるから、幅広いですよ。こういった部分は。関心の度合いでいうと。

(佐々木委員)

でもそしたら7-8は今、落合先生がおっしゃったように「関心がある」、で括弧はなくして、7-9で「関心がある方にうかがいます」で、交流をするとすれば、どういうことをしたいですかという聞き方をして、その選択肢の中に「交流したいとは思わない」を入れたらどうですか。

(小内座長)

今の原案は、7-9は関心がある人に知りたい内容を聞いているけども、知識の内容ではなくて交流したい内容を聞くという話ですね。

(佐々木委員)

はい、「交流をするとすればどういうことがしたいですか」みたいな設問にして。

(小内座長)

知識として知りたいのではなくて、交流したい内容を聞くということですね。

(貝澤委員)

7-9の中ですけれども、文化の伝承保存とは自らのことですよね。国際交流でするときというのは、正規の、ほかの来られる方と交流も含めてになるから、そこでいうと、ここでいうところの、上で言っている「交流してみたい」という項目を増やしていくような形にしていけば、この中で一つ選択肢としては「関心がある」という形にして、次のところでそういう部分で…。

(小内座長)

話が難しいですね。いろいろ考え方がありますよね。丁寧にやっつけようとするほど選択肢、項目が増えていくので。

(貝澤委員)

文化交流という部分でいうとすれば、これ、伝承保存というふうにしているから、自らの伝承保存を国際交流であるのかということと、ほかの先住民との交流部分、国際交流…。

(小内座長)

これは恐らく文脈から考えればほかの先住民族の方たちが、どんな形で文化の伝承や保存を行っているのかというのを交流したい、というふうには読めるのだけれども。問題なのは関心があるのかなのか、あるいは交流してみたいと思うかどうか。この二つを両方とも入れ込むか、

あるいはどっちを選ぶのか。あるいは組み合わせで考えるのか、という話ですよ、まず一つは。

そのあとで、交流するのか知りたいのか、そこが決まった上で、その内容を文化の伝承保存という表現でよいかどうか。それ以外にないのか。そういう話をしないといけないということですね。なかなかこれはややこしいですね。

(落合委員)

私の個人的な経験ですが、アイヌ民族の皆さんからは、具体的にここでこういったことを知りたい、特にアイヌ施策推進法の交付金制度で、いろいろ自分たち自身で取り組むようになってからは、海外ではこういうことをどうやって取り組んでいるのか知りたい。けれども自分たちだけではやはり行けない。それは言語の問題、通訳を用意しなければならないとか、予算的な、経済的な面でも行けないとか、いろいろな理由があって、行きたいけれども行けないということをおっしゃって、でも行けるんだったらこういうことを聞いてみたいんだよね、といったお話をよく伺います。

施策のあり方としては、行けるのだったら行きたいという人々が多いように思われますから、行く目的については幅広に対応できるような施策を用意した方がいいでしょう。ですから、その前の段階、つまり行きたいのだけど行けない理由を確認しておいたほうが施策を確立する上では参考になり得るのではないのでしょうか。

(小内座長)

行けない理由の話はまた一つ、別なことなので。

(落合委員)

関心の有無ですね。関心の有無と、つまり関心があって、じゃあ何に関心があるのかを聞くよりも関心の程度を聞くべきというか。

(小内座長)

今の話を受け止めるとすれば、どちらかというところ「交流したいと思うかどうか」の方が重要だということですね。なるほど、それはそうかもしれないですよ。

関心があるないでいったら、それはすごく幅広いから、すごく薄い関心でも「ある」という話になる。だから交流のほうを軸にして7-8を作り直して、7-9の内容は貝澤委員の方からもう少し何か、こういうのを、もし交流するとしたらどういう交流がいいとか何かありますか。

(貝澤委員)

話を元に戻してすみませんが、交流してみたい、の括弧を取るとして、今の話があったので、私のイメージとしてはですよ、そういう点があるとすれば交流してみたいというのは外して、次の欄にそれを生かすようにして、7-9の中に、ここでいうと文化の伝承保存とか歴史とありますけれども、ここに文化交流とかというふうに、要するに互いの歌や踊りだとか芸能だとかいうことを、お互いに交流するということも含めて。

上でいう交流というのはそれを含めた交流なのですよ。ここで関心があるというふうにい

うと、幅広く。これは下に関係してくるわけですから、イメージしているわけですね、先住民族のそれぞれの文化の伝承保存の様子だとか、歴史だとかということを含めて。そこは学ぶ機会がということはあると思うのですが。

そればかりではなくて、例えば事業だとか、そういったもので呼んで、互いに歌を披露しあって交流するということも文化交流でやってきたことがありますから。そういったものも含めて考えるとすれば、この7-9の中に何かこの中に盛り込むようなことをしておけば答えやすいんじゃないかな。

(落合委員)

私の申し上げたかったことは、今おっしゃっていたようなことは7-9の項目を仮に確認してですね、例えば、海外の先住民族が伝統文化をどのように伝承しているのかを知りたい、という回答は多いけれども、歴史について知りたいという方は少ないといったことが分かったとして、じゃあそういった海外交流を促進する施策として、海外の先住民族の伝統的な文化伝承方法を知るための交流にだけ予算を付けるというのはあまり望ましくないと考えられるので、7-9のような細かな質問項目を設けずに、むしろ海外の先住民族と交流したいかしたくないかを聞いて、交流したいという方の数が多ければ、それに応じた道の施策を確立して、その使い道は広めに設定したほうがいいのではないかなと思ったのです。

(小内座長)

そういうご意見もあると思いますが、別の反対のご意見もあると思います。

(落合委員)

ええ、予算は絞り込んでおくべきという考え方もありますね。

(小内座長)

ただ交流というだけでお金を付けるのか、という考えもあります。こういう議論もあるので、どういったものだったら皆、納得するのかなということなので。その辺も含めてもう一度持ち帰って、この7-8と7-9は少し考えさせてもらうということで引き取ってよろしいでしょうか。でも今の話の中では、やはり関心がないだけでなく、それよりむしろ、実際に交流したいと思うかどうか重要だということですね。

(貝澤委員)

どう交流したいのかなと。

(小内座長)

はい、そちらのほうが重要ですね。関心があるかないか。そこだけはある程度方向は出ているので、あとでまた事務局の方で検討してください。一緒に検討しましょう。ほかに何かございませんでしょうか。

(落合委員)

気になったことを二つほど。

一つは野崎委員が複数回答を可能にするのと同時に「特に」を付けることの整合性について指摘しておられましたね。仮に、私のもとにそういう調査票がきたときに、複数選択可だけど、特に必要だと思うものを、といわれたら、例えば選択肢が六つあるうち、やっぱり二つぐらいにしておこうかなと思います。

「特に」がなく、複数選択可となったらたぶん四つぐらいは選んでしまうと思うので、「特に」を加えることで、複数選択は可能だけれども何でもかんでも選択しないでください、という趣旨は出るように素人的に思ったのですが、その辺はいかがなのでしょう。

仮にそうであるとするならば、世帯調査票の丸、二重丸の区別を付けてはいかがというあたりも複数選択可で「特に」という言葉を省くというのでもいいのかなとも思います。ただそこはご専門の方のご意見が優先だと思いますので。

(野崎委員)

まず、意図していたのはむしろ、その重要だと思うのは丸、「特に」、は二重丸とかいう差別化をしてもいいのではないかなというような意図でした。

何でしょう、二つを選ぶというと選ばれない選択肢は必ず出てくるので、曲解されてしまうとこれは必要性があまり感じられていないと思われるものが出てきてしまうのは問題ですけれども、ただ、波線でも付けないと、全部大事という人はたぶん増えてしまって、やっぱりその二つは交えてもいいのかなという気がします。集計がちょっと面倒になりますけれども。

(小内座長)

そうすると今の発言は「特に」、というのを入れるのか、それとも入れないで、入れないときにはそのあとに「そのうち特に重要なものを二重丸にしてください」とか、こういう形にするのかということですよ。だから「特に」をなくせという意味ではないですよ。「特に」をなくすのでは野崎委員の意図から外れてきますよね。

(野崎委員)

そうですね。

(小内座長)

うん、これはどちらかを選ぶという話ですね。

(貝澤委員)

それに関連してですね、例えばその「特に」を入れて……。あと回答する世代によってまた変わりますよね、そういった意見。それらがこう出てきて集計のときに、これをこう「特に」という部分で選ばれて、そこでこの同じ人が世代として、関連付けで、後で見るような方法というのはいけないものなのですか。

(野崎委員)

それはできると思います。

(貝澤委員)

そういうふうに入力して、そこからこう引っ張るような形で。

(野崎委員)

クロス集計という。年齢別に…。

(貝澤委員)

例えば 30 代だったら特にこの辺が要望として強い、とかいう傾向があったら引っ張られるのですね。

(小内座長)

それは自分たちではできますが。公表はしていないのでは。

(貝澤委員)

それが施策に反映するとすれば…。

(小内座長)

データを持っている人たち、あるいは、実際に集計作業にタッチした人たちはいくらでもできますよ。それは統計分析いくらでもできますよ。だけどそれを一般の人が見られるようにするのかとか、あるいは一般の人が自分で自由にクロス表を作れるようにするのかというのは全然別問題なので、それは今のところやっていないと思います。

だからもちろん、この委員の人たちがせっかく関わったのだから分析したいというのだったら、そのぐらいは可能なのかもしれないけれども、一般の人に公表できないのでは。

(貝澤委員)

一般というか、政策する側の方が。

(小内座長)

政策する側。もちろん、それを見て検討しますよね。

(貝澤委員)

北海道庁としてそういうのを押さえて世代でも引っ張れるということであれば、「特に」、結構そういう部分でいうとウェイトが出てくるじゃないですか。まとめられるときに。世代によって、こういう傾向が出てくるのだなということが見えてくるというのは大事な資料かなというふうに思う。関連するでしょう。

(小内座長)

分かりました、いずれにしても「特に」というのを残すのか、「特に」を除いて一般的に聞いた上で更に重要、「特に」重要なものはと聞くのか、この二択ですよね。「特に」をなくせという選択肢はないという。

だからそれについては、そのやり方でよいかどうかを少し考えさせていただきたい。実際、我々もそういう調査票を作るときに特に重要なのを二つとかというと、結局、集計のときにあまり使わないのですよね。だからその問題もありますから。

(佐々木委員)

「特に」をなくすのかなと思ったんですけど。

(小内座長)

「特に」をなくす？

(佐々木委員)

いや、今まで二つという制限をかけていて、今回、「特に」で複数回答にしたじゃないですか。だからその二つという意味がないから変えていったのかなと思ったのですけれど。

(鶴ヶ崎課長)

今回、事務局案として、これをこのように変えた理由は、「二つに選ばせないでください」というご意見が複数、回答票の中に記載されていたということです。

(小内座長)

ああ、もっと選びたいという意見が多かったと。

(貝澤委員)

制限されていた、書きたいけど。

(鶴ヶ崎課長)

ありのままに申しますと、「全部重要だ」というような。「なぜ二つを選ばせるのだ」という、そういうようなご意見があつて。ウェイト付けの問題であれば、いずれもそれを外してしまって、当てはまるもの全部丸をしていただいたとしても、何らかの差は出るのです。

確かに二つ選ばせればくっきりと出るのでしょうけれども、なぜ二つというのも確かにそう言われれば、その二つの根拠というのもいかがかと。

(小内座長)

今の鶴ヶ崎さんの言い方の中には、裏側には、そう言われたから、二つを除いちゃうと全部丸付けちゃうから、これでは判断しにくくなるので、「特に」を入れたという感じですよ。二つの代わりに「特に」を入れたと。

(鶴ヶ崎課長)

先生方のご指摘のとおり、「特に」が入っていることの矛盾もあるので、「特に」を外してみたときに、差があまり付かなくなるかもしれませんが、多少の差は出てくるとは思いますので、そういう点では統計としては、むしろ「特に」というのは除いた方が…。

(小内座長)

今の意見は「特に」を除かない方がいいという話だと思う気がするのですが。

(落合委員)

除かないでやってみても差がでるかもしれないということですね。

(野崎委員)

みんな大事でもよいのか、あるいはある程度優先順位みたいなものがあつた方がよいのかによっても、必要だと思うものを選んでください、全部必要です、という回答でもそれでも十分価値があるということでしたら、「特に」も付けずに重要だと思うものを選んでくださいでもいいのかなと思います。

ある程度、やはり特に関心がある、優先順位は高いものというのを知りたいということでしたら、差別化するなり、二重丸を付けてもらうなり何なりのやり方、回答数の制限も加えてもいいのでは。

(小内座長)

調査票の作り方として、最も正確に捉えるのであつたら、この選択肢ごとに五件法で聞くという方法があります。しかし、ものすごい量になります。だからこういう形になって、今こういう悩みが出てくるわけで。あとはこれだけ並べておいて、重要なものを順番に書いてくださいと、順位付けする方法もあります。ただ、それはそれで回答者にとっては負担が大きい。

(落合委員)

悩ましいですよ。

(貝澤委員)

書くのが大変ですよ。

(小内座長)

だからそれをどこで折り合いをつけるかという話です。

(貝澤委員)

みんなに丸する人っていますよ。全部大事だと。

(落合委員)
でしょうね。

(小内座長)
みんなそうなりますよ。

(野崎委員)
そう考えたら「特に」を入れるよりは落合委員のおっしゃった二重丸付記の方がまだ濃さが出るのでは。

(佐々木委員)
「二重丸」というのがちょっと分からなかったのですが。

(落合委員)
ごめんなさい、要は「特に」を残さずに選ぶと、今おっしゃったように全部やっぱり大事と選ばれる方がいるでしょうから、そうすると全ての回答者が全部を選んでくれば何の差もでないわけで。そこを避けるために、その中でも重要だと思うもの一つとか二つに二重丸をしてください、というふうにするのがよいのではないかと思いました。

(小内座長)
皆さんが全て大切だと言われるとその気持ちは分からないではないけれども、それは政策側、作る側にとってみれば大変な話になります。

(貝澤委員)
これだけ丸がされるということは、こういう施策は求められているのだということで、この次に繋ぐわけですよ。優先順位ということよりも、全部大事なのだということを確認するというようなことにウェイトが置かれているような気がするのですけれども。聞かれる側としては皆大事だから。優先順位はやはり世代によって変わったりしますから。あとは職業に、自分の生業によって書き方変わってきますからね。生活に密着しているという。

(落合委員)
実際、自由に複数回答していただいた上で、その中でも特に重要なもの二つに二重丸をというのは、調査する側もこの項目全て重要なのは分かっているのですが、その上で二つ、丸を付けてくださいということと実はあまり変わらないのでは。

(佐々木委員)
そうですね、旧調査とたぶん同じことになると思うので。

(小内座長)

これは引き取って再検討させてください。結局堂々巡りで最後は提案通りになるかもしれないですけど。これはいろいろと検討した結果、そうなったということで理解していただくということにして、とりあえず、もう一回持ち帰ることにしましょう。

(落合委員)

もう一つ気になっていたのが、家庭教師や学習塾のほかにいわゆる習い事、お稽古事に関する調査項目を入れた方がいいということについて。

これも本当に今の社会通念を私が理解していないだけかもしれませんが、個人的な印象では、お稽古事に通うかどうかの調査というのは、世帯の経済事情の余力や余裕を確認するような印象があって、学習塾や家庭教師は学校の授業だけでなかなかついていけないものを、何とかついていけるようにするために必要不可欠なものとして捉えられていて、そこに通わせられないので、施策によって補ってほしいという話になるのかなと。お稽古事に行けないので、それを補助する施策というのが個人的にはややイメージしにくかったのですが、その辺の印象はいかかでしょうか。

(佐々木委員)

そうですね。学習塾は補習的な意味ではなく更なる学力アップの意味もあると思いますので、落合先生がおっしゃったように補習という意味ではお稽古事とは意味合いが違ってきますよね。

(落合委員)

学習塾、家庭教師はむしろどちらのイメージでしょうか。

(佐々木委員)

受け取る側がどうイメージするかにもよりますね。今までの調査結果ではどの程度利用があるのででしょうか。

(鶴ヶ崎課長)

塾と家庭教師は分けておりませんで、前回お渡しした参考資料が報告書になるのですが、その41 ページ目・42 ページ目。例えば、「これまでに通ったことがある」が 16.4%、塾に通っていないが 80.6%という結果、それから塾に通っていない理由として、塾がなかった 12.4%、経済的理由 36.2%、必要がなかったが 29.6%です。塾と家庭教師と分けなくて聞いております。

(小内座長)

塾・家庭教師というのも、すごく幅が広いのですね。だからそれを言い出したらインタビューしないと分からないことがでてくるので、私の経験からいっても、家庭教師を本当に塾にも行けない人が利用するということがある。塾も営利企業だから実績を出さないとだめなので、あまりに手のかかる人はお断りってこともあります。

そうするとそういう人たちが行き場がないから。家庭教師というイメージだけでいうとすご

くお金を持っていて裕福で、より勉強するためと思うかもしれないけど、お金がなくてもとにかく面倒見てもらわないと困る。勉強だけじゃなくて、子どもの面倒をみてもらうのに家庭教師をつける人もいる。それを言い出したらアンケート調査ではなかなか聞き取ることは難しいので、ここはこの程度でやむを得ないのかなと思います。

それと、習い事の話は、学問的にいえば大切な部分でもあるが、ここでは学問的なことではなくて、要するに「学問的」というのは、人が学歴をとるときにお金が重要だということが日本人は分かっているけども、お金以外に文化資本が重要だという議論もあって、それは小さいときにどういう文化を身につけるかというのが重要だという話があって、そのときに塾や習い事をいれるべきという話はあるのですけれど、このアイヌの関係の調査で入れる必要があるかどうかという、分量からして、なかなか入れにくいのではないかっていうのが私の意見。佐々木委員の気持ちは分かるのですが。

(佐々木委員)

大丈夫です。私も補習的な意味の塾ではないところの塾も想像していたので、それでコメントさせていただきました。

(小内座長)

でも分からないですよ。学習塾はどっちかね。

(佐々木委員)

対象側も混乱するのではないかなって気はしましたね。

(小内座長)

混乱ですか？

(落合委員)

私としては、これはもう座長がおっしゃっていたように、いわゆる集団塾に入れてもらえないというお子さんの面倒を見る家庭教師や、個別指導塾のお仕事を長年やっていたもので、そっこの印象が強かったのもあります。

(野崎委員)

あと施策の必要性の観点からいっても、道民の世帯平均よりアイヌ世帯の子弟の高等教育進学率が低くて、それはなぜかというときに、アイヌ世帯だからそういうところに通わせることができなかったからだっていう予想があって、そこを確認することで修学資金なりの幅を、高等教育へ行くための費用だけでなくそこへ行きやすくするための学習塾の費用にも拡充しよう、という流れがあるように思えて。そういう意味で、その手の学習塾ないし家庭教師のイメージで調査にあたるんじゃないかと思ったということです。

(小内座長)

ここは、そういう思いがあってもいいけど、ニュートラルに…やっぱり進学のための塾に行くのも含めて考えることになるのでは。

(貝澤委員)

そういう思いがあって、前回の設問で前回設けたと。

(小内座長)

ほかはいかがでしょうか。

(野崎委員)

5-2なのですが、7ページ、落合先生がコメント下さっていて、その通りだと思うんですけど、民族意識があるかどうかすごく重要な項目なのですけども、北大調査のときもそうだった気がします、あまり意識していないという人が割と多くて、それが一人歩きしてしまうおそれがあるかなというのをすごく思います。

その一方で今まで直接、意識を問う質問がなかったということなのですけども、今後継続していく上では、アイヌの方たちが意識を様々な施策によって、より強めていっているのか、あるいはだんだんなくなっていくのかというところが見られる点では、今から測りはじめるのはいいのかなというふうに思います。

北大調査のときは、「意識していない」という点にも2パターンありまして、前向きなもの後ろ向きなものといいますか、アイヌであるということを考えたくないというパターンと、あるいは私たちは地球市民なのでそんな民族とかいいじゃないかという人もけっこういて、その辺のニュアンスの差が出せると、また結果の一人歩きを防ぐことには繋がるのかなという気がしました。

落合先生も個人的には関心があると書かれていますが、関心はあるけれど、確かに怖いなという気がいたします。

(貝澤委員)

関連するのでお話するのですが、やはりこの「意識する」というのは、どういう場面で自分がアイデンティティを意識するきっかけとか、「どういうときに意識するんだ」というふうに聞かれた方が答えやすいのですよね。

私たちより若い世代に聞いたときに、アイヌとしてどういったところで自分が発信して、表現していくかといったときに、それは言葉であったり踊りであったり工芸であったり、といった場面で自分がやはり意識がこうアイヌなんだなということを自覚、認識をするんだというふうになると思うので。こういう聞き方でなくて、私も「常に意識している・ときどき意識する・ほとんど意識しない」、と場面によってこういう場面はあるわけですよ。これで問われると答えにならないところがあるので。

答えやすいような設問を工夫すれば、アイデンティティは大事なことだと思いますから。そもそも調査に協力してもらっている時点で、意識を持っている人間なのだから、わざわざ聞くこともないということにも繋がるのですが、敢えて聞くとすれば、「どういう場面で自分は意識する

のかな」と聞いた方がいいのかなと。

(落合委員)

意識することの有無というよりも、意識の仕方を確認するということであれば。

(小内座長)

そういう聞き方は出来ますよ。そうすると、かつては「差別されたとき」が一番多いのですよ、今はだんだん違うものに、文化のプラスの方で。だけどころこういうこともあるんですよ。若い人たち、私たちがお話を聞いた若いアイヌの人たちであれば、アイヌの踊りとかアイヌの工芸品とかそういうのにすごく興味があって素晴らしいと思うけど、自分はアイヌとして生きていくつもりはないと。そういう人たちもいるのですよね。

そこは本当に研究の観点でいくと興味深いところがあるのだけど、この調査でそれを明らかにしてどうなるのかと、その問題もある。

それと一人歩きの問題も確かにあると思いますよ。だって、そもそも先住民族の定義自体の中に、自己認識の話が入っているんで、そのときに「アイヌとして意識しない」が出てきたときに、どういうふうにいうのかという話はすごく難しいと思う。

それで先ほど貝澤委員が、「アイヌの調査で対象になって受け入れて答えているのだから」と言ったけれど、それであってもその仕組みで我々は調査したけれども、たくさん「アイヌの意識がない」というのが出てくるんですよ。その場合、先住民族の定義からいって、「先住民族なのか」って話になりかねないので、話がややこしくなりすぎて仕方ないなという気が少ししますけれど。

(貝澤委員)

難しいのは、無意識のなかで自分の存在自体がアイヌだというふうに考えている人間にとってみれば、わざわざ言わなくてもアイヌなんだと。何に意識するというか、無意識なだけでアイヌなんだという人たちはいるわけですよ。難しいんですよ、聞くのが…。5-2、みなさんそれぞれの立場で問われたらなんと答えますか？アイヌに聞いていますけど。

(落合委員)

和人として意識したことがありますか？って…。

(小内座長)

やっぱり、社会の状況っていうかアイヌの人たちをめぐる状況が変化すると、変化することは確実にあると思うから、知りたいところは知りたいが、お二人とも興味があって書いているのだけれど、なかなか難しいですよ。これは事務局の方でもどうしても知りたいという話なのかな。

(鶴ヶ崎課長)

アイヌの方々のアイデンティティについてという一連の質問ですから、これが最もストレートな質問かなと思つての設問だったのですが、確かに学術研究の立場で聞かれるこの設問と、行

政機関の調査でこういうことを聞くのでは意味合いが違うかもしれないということは、確かにそのとおりかもしれません。その辺は慎重に考えないといけないと思います。

(小内座長)

これも再検討してみましょう。それは任せてください。あとは何かございますか。

(落合委員)

「複合差別」を「複数の差別」とするというご提案ですが、それそのもの自体は問題ないと思うし、むしろいいと思いますが、それでもなんだか分かりにくいような気もして、これを聞くときに、最初に「アイヌであることを理由とする差別」っていう言い方をしているので、「それとは異なる理由による差別」などとした方がいいのではないのでしょうか。「複合」と「複数」で何か簡単になるかしらっていう素朴な疑問もあって。

(小内座長)

私も落合委員と同じ意見で、「複数の」っていうのは、アイヌであることに対する差別を何回も行われたっていうことで「複数」というふうに考えちゃう人もいるから、先ほどおっしゃったような「アイヌであることでの差別」と「それ以外のことでの差別」っていうふうに、たいてい複合差別って性による差別とか障害による差別とか収入・所得による差別とかそういう話になってくるので。でもそれなかなか難しいですよ、よくこの調査で「複合差別」って言葉使ったなって思うくらいで…。

(貝澤委員)

よく使われていた言葉だったからね。

(小内座長)

でもそれはたぶん意識的な人たちは知っている言葉だけど、そうでなければなかなか一般の人にも知らないですよ。

(佐々木委員)

説明文の中に「…アイヌであることに加え、その他の要因、括弧、という感じで性別とか障害とか、少し例があった方が分かりやすいのかもしれない。複合差別、複数の差別という言葉を入れて。

(小内座長)

一応、下に書いてあるのかな。下に説明はあるのかな。

(佐々木委員)

説明はあるのですが、受けた差別要因というのも結構お堅い感じなので、もう少し…。

(小内座長)

難しいですね。前回も説明は書いてあるんです、下に。だけど、回答の結果をみたらほとんど「分からない」というのが多かったのでしょ。難しいですね、これは。これはアイヌの人たちの方から是非入れてほしいという要望があったのでしょ？

(松谷局長)

前回のときにそういう要望があったようで。きっとそうなので。

(小内座長)

これを無碍にすることはなかなか難しいけれども。説明するのも難しい。

(貝澤委員)

前回聞いているので今回外すってことにもならないし。

(落合委員)

これはむしろ6-1のところ、「あなたはどのような理由による差別を受けましたか」と聞くなかに、「アイヌ民族であること」とか「女性であること」とかを先に聞いてしまうことはできないのですか？

(小内座長)

これ、理由は聞いていないのかな。落合委員の意見でいうと6-1は「あなたはこれまで、何らかの差別を受けたことがありますか」として、その後に理由について聞くというようにするということになるのでは。

(落合委員)

「どのような理由による差別を受けましたか？」として、アイヌであること、女性であること、などの選択肢を設ける。

(小内座長)

それで複数回答にして、複数回答があれば複合差別として判定するということですね。

(野崎委員)

例えば、複合差別っていうのが、アイヌであり、かつアイヌの女性であるということで差別をされる。落合委員の言い方になってしまうと、民族差別は受けたことはないが女性差別は受けたことがあるって人と、複合差別の例が分けられなくなっちゃいますよね。私は民族を理由に差別を受けたことはない、ただ女性であることを理由に差別を受けたことはあるという場合に。

(落合委員)

それは、アイヌ民族であることを選ばずに、女性であることを選ばば。

(小内座長)

で、アイヌであることと女性である、が二つあれば複合差別。言わんとすることは分からないでもない。

(野崎委員)

民族で差別を受けたことがある、女性としての差別を受けたことがある、民族の女性であるという差別を受けたことがある、この三つがちょっと面倒な形に……。複合差別といった場合は、複数のマイノリティ性が重なりあって余計複雑になっている状態を指しますので……。余計に複合差別って言葉の分かりにくさが強調されても。

それは現在の問い方においても、あるいは前回の聞き方でも本当に回答した人が複合差別をイメージして回答していたのかって問題は残ってしまうと思うのです。どういう形が残るかは分かりませんが、前回の調査にあった事例は、ああ、残っているのか。ややこしいですね。入っているのか……。

(小内座長)

これをよく論理的に考えていくと、この作りは変な気がする。だって6-1はアイヌであることを理由とすると規定してありますよね。そして6-3では、問6-1で1というのを選ぶのは……それでいいのか。

(落合委員)

念のためですが、6-2は「アイヌであることを理由とする差別を受けたことを直接見聞きしたことがある」という趣旨ですよ。

(小内座長)

ではもうこれでいいんじゃないですか。堂々巡りで。

(佐々木委員)

これでいいと思うのですが、やはり6-3の複合差別という言葉が専門的だと思うので。

(小内座長)

じゃあ、分かりました。複合差別という言葉を使わなければいいんですよ。使わずにこのままの設問でいって、これであとは分析する側が複合差別というふうにラベルを貼ればいい。だって最初はアイヌであることで差別を受けたと言って、それ以外の要因で差別を受けたことがあるかと聞いているので、それを組み合わせれば複合になるということで。複合差別っていつちやうから難しくなる。

(貝澤委員)

言葉が分からないから分からないって言っちゃうんだよね。

(小内座長)

しかもそれをまた下の方でくどくど説明するともう読む気がしない。

(貝澤委員)

「…加え、その他の部分については差別を受けたことがあったか」というふうに聞けば、下にまたうまく…。

(小内座長)

下に丸付ければいからね。それで複合差別という言葉を使わなければ。

(貝澤委員)

シンプルに聞くということで。まとめるということで。

(小内座長)

まとめる側、分析する側がそれを複合差別というのだというふうには書けばいいんですね。あなたは複合差別を受けたことがありますか、と我々はある程度分かるからいいけど、分からない人は何のことだとなりますよね。

じゃあ、この全体の話については必要だということで皆さん了解しているので、削ることはしないで、ただ受け手の側がいかに分かりやすく受け止めてもらえるか、ちゃんと答えてくれるかという趣旨で「複合差別」という言葉は使わない方向で本当にいいかどうかはもう一回確かめて、その方向でいきたいと思いますがよろしいですか。

それではあとはいかがでしょうか？もう少しくらいは時間がありますが、どうしても自分の意見を通したいとかありませんか。

(落合委員)

貝澤委員もおっしゃっていた、7-4、これは「アイヌ政策推進交付金により市町村に行ってほしいこと」について、かなり具体的に例が挙がっていますが、例えば9の選択肢を見ても「アイヌ文化等を担う人材育成」、もうそれだけでも需要が高いようにも思われますし、人材育成に関わらない「子どもの学習支援」も望む方もいらっしゃるでしょうし、でもこのように一文に繋げてしまうと、「育成のためだけの子どもの学習支援」のようになってしまいます。

貝澤委員がおっしゃっていたように、もう少し自由記載できる幅が広い方がいいかなど。あるいは、もう少し細かい選択肢を増やすか。私にどちらが適切かよく分からないのですが。

(貝澤委員)

なにかメニューがこれ以外にないみたいに思われてしまうのが一つ。どうしても文化に絡めないといけませんので、そういった意味で、なっているのだなど、そう思っただけで見ていますけれど。

(小内座長)

これは、今の交付金の制度のなかで使われている言葉を入れているんですよね。メニューとし

てね。だからそこまで国のために我々が協力する必要があるのかどうか分からないですけど、でも意味としては、この交付金制度に対する評価ということを見ることにはなるんですね。

反対に、というか、そうではなくて、先ほど貝澤委員が言ったように、アイヌの人たちの側でこういう政策やってほしいということを知りたいために、自由記述にしたら、たぶん上手くいかない気がする。だからそれは選択肢を作った方がいいと思う。そうすると交付金とは全然関係ない話になってくるような気がします。

交付金は交付金で国がある程度、視点とか趣旨とか具体的なやり方とかガイドラインを持ちながら作っているんで、それ以外のことが出てきたら、それを国にこういう意見が出ましたよ、交付金の制度変えてくださいというふうにできるのならよいのかもしれないけれど、それはそれで国が本当は政策評価してほしいのですよね。恐らくしばらくすると評価されると思います。

(野崎委員)

北大調査のときは、最後のほうに20個くらい選択肢があって、それはそれこそ憲法上の、とか、特別議席の話ですとか、アイヌ学校の話とかまで含まれた選択肢を協会の方も研究者の方も含めて、検討して作った覚えはあります。

(貝澤委員)

アイヌ政策全般にあたって何が必要かっていうことを聞いているからそうなるのですよね。

(野崎委員)

言われがちというか、話題になることを全部盛り込んだようなことがありますので。

(落合委員)

9はご指摘があったように、アイヌ政策推進法の下での交付金事業の対象となり得る選択肢に限って、という趣旨はおっしゃるとおりで承知しました。それで問題ないと思います。ただ、例えば8に「アイヌ高齢者のコミュニティ活動の支援」とありますが、アイヌ施策推進地域計画に載せてよい内容としては、「アイヌ子弟のための学習支援」も可とされていて、文化の人材育成には限られません。アイヌ子弟の子どもの学習支援も市町村単位ではできるはずですから、この限定はちょっと枠を狭めすぎのように思います。

アイヌ文化振興法であれば、本当に文化に特化していなければいけませんでした。アイヌ施策推進法の文化はかなり広義であるというのが国の理解ですから。まさにアイヌ高齢者のコミュニティ活動を支援ができるように、アイヌ子弟の学習支援も可能なものであって、文化等を担う人材育成を絡める必要性はあまりないように思います。

(貝澤委員)

現状の施策を並べているという理解ですよね。

(小内座長)

どうでしょうか。

(貝澤委員)

交付金に馴染まないかもしれないですけど、思いとして出てくるものがあつたとすれば、交付金が守備範囲になるのか、予算措置が守備範囲になるのか、それはアイヌの政策を総合的にすすめるところで考えていくべきところだと思いますから、これに限定して聞くというふうにするのか、これ以外でアイヌ政策全般にわたって聞く欄というものがないのですよね、この中にね。やっているのは現状の施策の部分のところでないですか。雇用の安定だとか産業振興で聞いているとか。

(小内座長)

一応聞いてはいるでしょう。聞いてはいますよね。

(貝澤委員)

自由記載で…2ページですね。これらの施策に対する改善要望などがあれば…これは全般にわたって。

(小内座長)

だから要望については、いろいろなところでそれぞれの項目に即した形で聞いているのですが、最後の推進法の交付金のことについて取り上げるから、このような書き方になるので、これいらぬのではという話にもなりかねない。

これどうしても必要なのでしょうか。それも含めて少し再検討しましょう。確かにこれだけ聞かれると、いやもっとやってほしいことあるよねという話になっちゃうので。それはそれぞれの細かいところでいろいろ聞いていって。そこにもし不足のところあれば付け足していって。ここに付け足すのがいいのかはよく分からない。

(落合委員)

確かに、道でやらなければならないのかと言われると…。

(小内座長)

どうかな、と。

それではもういい時間になりました。まだ言い足りないことはありますか。

いいですか。

それでは大体ご意見ご質問も出尽くしたようですので、この点についての議論はこれで終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

本日委員の皆さまからいただいた意見や、未回答のまま残されたご質問につきましては、事務局で整理するとともに、これまでの第1回、第2回の議論の内容を取りまとめていただいて、次回、最終となる第3回の検討会議ではそれを元に改めて締めくくりの議論をしてみたいと考えていますので、よろしく願います。

このほか、委員の皆さま方から何かご発言等ありますか。

(落合委員)

資料2-2の件なのですけれども、実はこれを提出したのは私なのですが、これもご検討いただけるということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

私としては、基本的に野崎委員がご指摘なさっていた点をなるべく早く検証して、回答手段の拡張を検討していくことと、具体的な検討ベースに載せていただくほうがいいのかなという思ひです。もし技術的にそうした評価は難しいということであれば致し方ないと思ひます。

(小内座長)

予算の問題とか、あとは実際の調査をやる立場からするとすごく興味深いのでやってみたい気がするけど、ただ実験的な要素があるので、それがこの調査に馴染むのかどうかは少し考えさせていただきたい。

もし本当にこういうのをやるのだったら、道のもうちょっと一般的な調査のところ、その調査のやり方の違いが回答にどういふ影響出てくるのかという実験をやるのだったらいいのですが、このアイヌ施策に繋がることでやるっていうのがいいのかなというのはちょっと感じます。一応検討してみます。私が言うのも変ですが、検討してもらいます。

それでは、これで議事を終了したいと思ひます。次回、第3回会議の日程を確認したいと思ひます。

(鶴ヶ崎課長)

今回は7月28日の13時30分から、会場はまだ決まっておられません、改めまして文書で周知をいたします。よろしくお願ひします。